

入札監理小委員会における審議の結果報告 被収容者に対する給食業務の契約変更(案)

法務省の「被収容者に対する給食業務」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 経緯

大阪拘置所を除く3施設においては、調理用の建物（炊場棟）は国が設置し、設置後、民間事業者は調理機器を整備し、調理業務に従事することを想定している（大阪拘置所においては厨房施設・調理機器は国において整備する。）。

3施設中、岩国刑務所については、本年1月に炊場棟の新営工事に係る入札を実施したところ、落札には至らず不落となり、同年3月及び7月、改めて入札を実施したもの、入札参加者がなく不調となったため、同28年3月1日からの業務開始が困難な状況となった。

2. 契約変更の内容等

入札監理小委員会は、法務省から報告を受け、今回の契約変更について下記の点を確認し、当該変更がやむを得ない事由であり、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではないことから、契約変更につき問題はないと判断した。

（1）契約変更の内容

ア 変更概要

本業務の契約書上、岩国刑務所における業務に関する部分を削除し、契約金額の変更を行う。

イ 主な変更箇所

（変更前）

○対象施設：大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所

（変更後）

○対象施設：大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所

（2）審議における論点

ア 対象公共サービスの改善のため、又はやむを得ない事由によるものか。

上記のとおり、法務省において3回にわたり入札を実施したものの、落札者を決定することができなかった。炊場棟の設置は事業の前提であり、本契約変更はやむを得ない事由によるものといえる。

イ 入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものでないか。

事業の前提である炊場棟を設置できることにより、対象施設を削除するものであり、入札手続の透明性及び公平性を損なうものではない。

ウ その他

受託事業者に対しては、炊場棟を設置できない事情を説明し理解を得るなど、誠実に対応している。

(参考) 事業概要

業務内容：①献立の作成、食材調達、衛生管理、調理、②厨房設備・機器等の整備等の各業務を行うもの。

対象施設：大阪拘置所、加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所

事業期間：10年間（～平成36年3月31日）

スケジュール：平成26年6月24日 契約締結

平成27年2月 1日 大阪拘置所において業務を開始

平成28年3月 1日 加古川刑務所、岩国刑務所及び高知刑務所において、業務を開始する予定

平成36年3月31日 事業終了

以上